

松本市基幹博物館 施設構想策定委員会資料

平成28年9月1日

松本市教育委員会

松本市立博物館（松本市基幹博物館）の概況及び
基幹博物館整備事業の取組みについて

- 1 施設概況について
資料1-1のとおり

- 2 主な収蔵資料について
資料1-2のとおり

- 3 特別展・企画展の開催状況について
資料1-3のとおり

- 4 松本市基幹博物館基本計画について
資料1-4のとおり

- 5 基幹博物館整備事業の取組みについて
 - (1) 建設予定地の歴史性および周辺のまちづくりの方向性について
資料1-5のとおり
 - (2) 基幹博物館の整備検討に関する経過について
資料1-6のとおり
 - (3) 各種調査に基づく基幹博物館規模等に関する検討
資料1-7のとおり
 - (4) 関連計画
資料1-8のとおり

松本市基幹博物館 施設構想策定委員会資料
平成28年9月1日
松本市教育委員会

松本市基幹博物館施設構想の構成・項目（案）について

1 施設構想の目的

基本計画を前提として建築・展示の各基本設計を作成するにあたり、計画内容を具体化し必要となる諸条件の整理を行う。

なお、計画に記載されていない、現施設が直面している問題や課題の解決や基本計画策定以後の状況の変化（建設予定地の決定や技術革新等）の反映もあわせて行う。

2 施設構想策定の進め方

(1) 各種要望・意見の聞き取り

ア 協議会意見

- ・今までの博物館の事業運営を調査審議してきた中から、新しい博物館に必要な事項についての要望・意見をお伺いするもの
- ・第2回及び第3回協議会（松本市基幹博物館施設構想策定委員会（以下、「委員会」という。）との合同会議）での協議

イ 市民意見

- ・意見交換会やワークショップ、アンケートの実施等によるもの

(2) 松本市基幹博物館施設構想策定支援業務委託の実施

先進的な事例や他地域・他施設の事例の聴取を行うとともに、基本設計策定に当たり必要となる諸条件の洗い出し（項目挙げ）、施設構想取りまとめの支援（視覚化・数値化等）を行うもの

(3) 委員会での議論

施設構想に盛り込む内容（条件）や基幹博物館整備に係る要望事項の可否について、各委員の専門的な見地から検討するもの

3 松本市基幹博物館施設構想の構成・項目案

資料2のとおり

※ 参考資料

豊島区 2011 「(仮称)西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」(抜粋)

博物館機能「収蔵」についての検討

- 1 松本市立博物館が有する博物館資料について
資料1－2のとおり
- 2 博物館資料の収蔵状況について
 - (1) 松本市立博物館内
 - ア 地階収蔵庫 118.1 m² (歴史・民俗)
 - イ 1階収蔵庫 49.6 m² (民俗)
 - ウ 2階収蔵庫 47.0 m² (歴史)
 - エ その他 100.3 m² (考古・歴史・民俗)
 - (2) 重要有形民俗文化財収蔵庫
174.95 m² (民俗・歴史)
 - (3) 合併5地区保管資料
 - ア 四賀地区 計約 400 m²
 - (ア) 旧会田中学校 (歴史・民俗)
 - (イ) 旧中川小学校 (歴史・民俗・考古・はかり)
 - (ウ) 錦部小学校 (歴史・民俗・考古)
 - (エ) 四賀化石館 (剥製・化石)
 - イ 梓川地区 計約 300 m²
 - (ア) 梓川アカデミア館2階展示室 (歴史・考古・民俗)
 - (イ) 旧梓川民俗資料保管庫 (歴史・考古・民俗)
 - ウ 安曇地区 計約 50 m²
安曇資料館 (歴史・考古・民俗)
 - エ 奈川地区 計約 50 m²
旧奈川歴史民俗資料館 (歴史・考古・民俗)
 - オ 波田地区 計約 50 m²
 - (ア) 旧波田町役場庁舎 (歴史・民俗・考古)
 - (イ) 波田公民館内文化財展示スペース (考古・歴史)
- 3 基幹博物館で収蔵する博物館資料の考え方 (特に合併5地区保管資料を中心に)
基幹博物館内での各種展示での活用を前提としたうえで、下記項目のいずれかに
合致する資料については、基幹博物館での収蔵を行うこととする。

- (1) 稀少性が特に高い資料
- (2) 温湿度管理が必要な資料
- (3) 保管場所の資料保存水準が一定基準を満たさない場合（雨漏りが生じている場合など）

4 収蔵に係る基礎的な情報

※ 参考資料

乃村工藝社作成資料参照

5 他施設での先進事例等

※ 参考資料

乃村工藝社作成資料参照

6 文部科学省や文化庁が示す指針・基準等について

※ 参考資料

文部科学省 2011 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

文化庁 1995 「文化財公開施設の設計に関する指針」

文化庁 2000 「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」

7 事務局案

(1) 収蔵機能の諸室について

ア 一般収蔵庫

常設展示室で展示を行う資料を中心に収蔵するスペース

イ 一時保管庫

寄贈資料を一時的に保管するための収蔵スペース

ウ 特別収蔵庫

特別展示の開催に伴い借用した資料及びその梱包材を収蔵するスペース

エ トラックヤード

美術専用車（美専車）等による借用資料の搬入出を行うためのスペース

オ 荷解室・前室

借用資料の荷解きや梱包を行うためのスペース

(2) 収蔵機能諸室の規模について

ア 一般収蔵庫 1,350 m²程度

イ 一時保管庫 150 m²程度

ウ 特別収蔵庫 100 m²程度

エ トラックヤード 80 m²程度

オ 荷解室・前室 110 m²程度

(3) 収蔵機能諸室の配置について

- ア 一般収蔵庫 常設展示室に隣接
- イ 一時保管庫 荷解室・前室に隣接
- ウ 特別収蔵庫 特別展示室に隣接
- エ トラックヤード 周辺道路状況を考慮し配置
- オ 荷解室・前室 トラックヤードに隣接
- カ 収蔵機能諸室配置は、資料移動動線と観覧者動線が交差しないよう配慮する

8 検討の視点

- (1) 事務局案に対する意見
- (2) 設計に際し考慮すべき事項・視点の補足
例：防災（地震対策）、コスト削減、見える化 等
- (3) 広く収蔵に関する意見
例：資料収集方針、デジタル化 等